

新型コロナウイルスの影響により納税が困難な方へ

無担保・延滞金なし

## 徴収猶予の「特例制度」

- 新型コロナウイルスの影響により事業等に係る収入に相当の減少があった方は、1年間、県税の徴収の猶予を受けることができます。
- 担保の提供は不要です。延滞金もかかりません。

(注) 猶予期間内での納付や分割納付など、事業の状況に応じて計画的に納付していただくことも可能です。

### 対象となる方

以下①②のいずれも満たす納税者・特別徴収義務者（個人法人の別、規模は問わず）が対象となります。

- ① 新型コロナウイルスの影響により、令和2年2月以降の任意の期間（1か月以上）において、事業等に係る収入が前年同期に比べて概ね20%以上減少していること。
- ② 一時に納付し、又は納入を行うことが困難であること。

### 対象となる県税

- ・ 令和2年2月1日から同3年1月31日までに納期限が到来する法人県民税、法人事業税、個人事業税などほぼすべての税目（証紙徴収の方法で納めるものを除く）が対象になります。

### 申請手続等

- ・ 令和2年6月30日、又は、納期限（納期限が延長された場合は延長後の期限）のいずれか遅い日までに申請が必要です。
- ・ 申請書のほか、収入や現預金の状況が分かる資料を提出していただきますが、提出が難しい場合には、電話にてご相談ください。

### ■ 詳しくは、地域を管轄する県税事務所にお問い合わせください。

お問い合わせ先	
【総合県税事務所】 長野合同庁舎内 TEL 026-234-9560	【南信県税事務所諏訪事務所】 諏訪合同庁舎内 TEL 0266-57-2906
【総合県税事務所北信事務所】 北信合同庁舎内 TEL 0269-23-0204	【南信県税事務所飯田事務所】 飯田合同庁舎内 TEL 0265-53-0406
【東信県税事務所】 佐久合同庁舎内 TEL 0267-63-3136	【中信県税事務所】 松本合同庁舎内 TEL 0263-40-1906
【東信県税事務所上田事務所】 上田合同庁舎内 TEL 0268-25-7118	【中信県税事務所木曾事務所】 木曾合同庁舎内 TEL 0264-25-2216
【南信県税事務所】 伊那合同庁舎内 TEL 0265-76-6892	【中信県税事務所大町事務所】 大町合同庁舎内 TEL 0261-23-6505